

# 議 案 書

令 和 3 年 1 2 月

第 6 回 定 例 会

松 山 市

# 目 次

議案番号	件 名	議決結果	ページ
議案 84	令和3年度松山市一般会計補正予算（第12号）		1
85	令和3年度松山市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）		5
86	令和3年度松山市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）		7
87	令和3年度松山市勤労者福祉サービスセンター事業特別会計補正予算（第1号）		9
88	令和3年度松山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）		11
89	松山市職員給与条例及び松山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について		13
90	特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例及び松山市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部改正について		15
91	令和3年度松山市一般会計補正予算（第13号）		17
92	令和3年度松山市競輪事業特別会計補正予算（第2号）		27
93	令和3年度松山市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）		29
94	令和3年度松山市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）		33
95	令和3年度松山市鹿島観光事業特別会計補正予算（第1号）		35
96	令和3年度松山市水道事業会計補正予算（第1号）		37
97	令和3年度松山市下水道事業会計補正予算（第1号）		39
98	松山市国民健康保険条例の一部改正について		41
99	松山市急患医療センター設置条例の一部改正について		43
100	松山市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例の一部改正について		45
101	松山市港湾施設使用条例の一部改正について		55
102	松山市手数料条例の一部改正について		57
103	松山市過疎地域持続的発展計画（令和3年度～令和8年度・中島地域）の策定について		59
104	松山衛生事務組合理約の変更について		61
105	松山市北条ふるさと館等に係る指定管理者の指定について		65
106	松山市営住宅に係る指定管理者の指定について		67
107	市道路線の認定について		69

（追加提出予定分）

議案番号	件 名	議決結果	ページ
	教育委員会委員の任命に関し同意を求めることについて		
	松山市、東温市共有山林組合議会議員の選任に関し同意を求めることについて		

議案第 84 号

令和 3 年度松山市一般会計補正予算（第 12 号）

令和 3 年度松山市一般会計補正予算（第 12 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 366,907 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 220,147,172 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 11 月 26 日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正（松山市一般会計）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
20 繰入金		14,832,323 千円	△ 360,000 千円	14,472,323 千円
22 諸収入	1 基金繰入金	14,798,941	△ 360,000	14,438,941
	4 雑入	6,634,809	△ 6,907	6,627,902
歳入	合計	220,514,079	△ 366,907	220,147,172

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		836,895 千円	△ 6,434 千円	830,461 千円
2 総務費	1 議会費	836,895	△ 6,434	830,461
	1 総務管理費	14,606,225	207,292	14,813,517
	2 徴税費	11,309,901	226,696	11,536,597
	3 戸籍住民基本台帳費	1,928,027	10,777	1,938,804
	4 選挙費	951,370	△ 21,740	929,630
	5 統計調査費	252,176	△ 950	251,226
	6 監査委員費	53,906	△ 6,335	47,571
		110,845	△ 1,156	109,689

3	民生費			△ 407, 164	99, 782, 448	99, 375, 284
	1	社会福祉費		△ 81, 453	41, 679, 738	41, 598, 285
	2	児童福祉費		△ 278, 645	34, 688, 871	34, 410, 226
	3	生活保護費		△ 47, 066	23, 413, 839	23, 366, 773
4	衛生費			62, 099	23, 370, 377	23, 432, 476
	1	保健衛生費		△ 6, 857	4, 159, 357	4, 152, 500
	2	保健所費		118, 828	12, 837, 190	12, 956, 018
	3	清掃費		△ 49, 872	6, 373, 830	6, 323, 958
5	労働費			△ 1, 945	326, 169	324, 224
	1	労働諸費		△ 1, 945	326, 169	324, 224
6	農林水産業費			△ 4, 338	3, 099, 086	3, 094, 748
	1	農業費		△ 7, 276	1, 445, 041	1, 437, 765
	2	農業土木費		2, 938	1, 033, 846	1, 036, 784
7	商工費			△ 14, 278	26, 251, 403	26, 237, 125
	1	商工費		1, 409	24, 813, 958	24, 815, 367
	2	観光費		△ 15, 687	1, 437, 445	1, 421, 758
8	土木費			△ 37, 544	15, 819, 091	15, 781, 547
	1	土木管理費		16, 945	584, 903	601, 848
	2	道路橋梁費		△ 62, 341	2, 879, 048	2, 816, 707
	3	河川費		△ 27, 436	1, 096, 365	1, 068, 929

款	項	補正前の額	補正額	計
4 港湾費		439,931 千円	△ 4,558 千円	435,373 千円
	5 都市計画費	9,132,847	47,692	9,180,539
	6 住宅費	1,062,054	440	1,062,494
	7 公園緑地費	623,943	△ 8,286	615,657
		4,932,311	△ 7,816	4,924,495
	1 消防費	4,932,311	△ 7,816	4,924,495
		13,863,191	△ 156,779	13,706,412
10 教育費	1 教育総務費	2,160,434	△ 21,917	2,138,517
	4 幼稚園費	234,410	△ 18,626	215,784
	5 社会教育費	2,705,576	△ 24,711	2,680,865
	6 保健体育費	5,207,548	△ 91,525	5,116,023
		220,514,079	△ 366,907	220,147,172
	歳出 合計			

議案第 85 号

令和 3 年度松山市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）

令和 3 年度松山市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2, 890 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 53, 920, 010 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 1 1 月 2 6 日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正（松山市国民健康保険事業勘定特別会計）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰入金		5,295,444 千円	△ 2,890 千円	5,292,554 千円
	1 一般会計繰入金	5,295,444	△ 2,890	5,292,554
歳入	合計	53,922,900	△ 2,890	53,920,010

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		988,500 千円	△ 2,890 千円	985,610 千円
	1 総務管理費	928,876	△ 2,890	925,986
歳出	合計	53,922,900	△ 2,890	53,920,010



議案第 86 号

令和 3 年度松山市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 3 年度松山市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 5, 4 2 3 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 2, 3 9 4, 2 7 7 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 1 1 月 2 6 日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正（松山市介護保険事業特別会計）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 保険料		9,944,726 千円	1,780 千円	9,946,506 千円
	1 介護保険料	9,944,726	1,780	9,946,506
3 国庫支出金		12,749,096	2,978	12,752,074
	2 国庫補助金	3,752,501	2,978	3,755,479
5 県支出金		7,216,324	1,489	7,217,813
	2 県補助金	474,470	1,489	475,959
6 繰入金		8,820,162	△ 11,670	8,808,492
	1 一般会計繰入金	8,320,162	△ 11,670	8,308,492
歳入	合計	52,399,700	△ 5,423	52,394,277

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		975,070 千円	△ 13,159 千円	961,911 千円
	1 総務管理費	975,070	△ 13,159	961,911
3 地域支援事業費		2,981,240	7,736	2,988,976
	1 地域支援事業費	2,981,240	7,736	2,988,976
歳出	合計	52,399,700	△ 5,423	52,394,277

議案第87号

令和3年度松山市勤労者福祉サービスセンター事業特別会計補正予算（第1号）

令和3年度松山市勤労者福祉サービスセンター事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,945千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85,555千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和3年11月26日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正 (松山市勤労者福祉サービスセンター事業特別会計)

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		8,793 千円	△ 1,945 千円	6,848 千円
	1 一般会計繰入金	8,793	△ 1,945	6,848
歳入	合計	87,500	△ 1,945	85,555

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 勤労者福祉サービスセンター事業費		86,500 千円	△ 1,945 千円	84,555 千円
	1 勤労者福祉サービスセンター事業費	86,500	△ 1,945	84,555
歳出	合計	87,500	△ 1,945	85,555

議案第 88 号

令和 3 年度松山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

令和 3 年度松山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 9, 570 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6, 842, 330 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 1 1 月 2 6 日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正 (松山市後期高齢者医療特別会計)

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		1,578,734 千円	△ 9,570 千円	1,569,164 千円
	1 一般会計繰入金	1,578,734	△ 9,570	1,569,164
歳入	合計	6,851,900	△ 9,570	6,842,330

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		141,041 千円	△ 9,570 千円	131,471 千円
	1 総務管理費	126,113	△ 9,570	116,543
歳出	合計	6,851,900	△ 9,570	6,842,330

令和3年11月26日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市職員給与条例及び松山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

松山市職員給与条例及び松山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市職員給与条例及び松山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(松山市職員給与条例の一部改正)

第1条 松山市職員給与条例(昭和27年条例第31号)の一部を次のように改正する。

第28条第2項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の72.5」を「100分の62.5」に改める。

第2条 松山市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第28条第2項中「100分の112.5」を「100分の120」に改め、同条第3項中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の62.5」を「100分の67.5」に改める。

(松山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 松山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成19年条例第47号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の167.5」を「100分の157.5」に改める。

第4条 松山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の157.5」を「100分の162.5」に改める。

付 則

この条例は、令和3年12月1日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、

令和4年4月1日から施行する。

(提案理由)

本市職員の期末手当の額を改定するため、本案を提出する。



令和3年11月26日提出

松山市長 野 志 克 仁

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例及び松山市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部改正について

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例及び松山市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例及び松山市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正)

第1条 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例(昭和43年条例第42号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の167.5」を「100分の157.5」に改める。

第2条 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の157.5」を「100分の162.5」に改める。

(松山市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 松山市公営企業管理者の給与等に関する条例(昭和41年条例第45号)の一部を次のように改正する。

第3条ただし書中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の167.5」を「100分の157.5」に改める。

第4条 松山市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条ただし書中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の157.5」を「100分の162.5」に改める。

付 則

この条例は、令和3年12月1日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

(提案理由)

市長等の期末手当の額を改定するため、本案を提出する。

議案第91号

令和3年度松山市一般会計補正予算（第13号）

令和3年度松山市一般会計補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,985,696千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ222,132,868千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加及び変更は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

令和3年11月26日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正（松山市一般会計）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
12 地方交付税		18,293,000 千円	1,075,000 千円	19,368,000 千円
14 分担金及び負担金	1 地方交付税	18,293,000	1,075,000	19,368,000
	1 分担金	712,766	3,900	716,666
		36,060	3,900	39,960
16 国庫支出金		64,776,264	32,298	64,808,562
	2 国庫補助金	23,253,636	32,298	23,285,934
17 県支出金		19,128,554	49,501	19,178,055
	2 県補助金	6,798,130	49,501	6,847,631
19 寄附金		400,000	220,000	620,000
	1 寄附金	400,000	220,000	620,000
20 繰入金		14,472,323	10,000	14,482,323
	1 基金繰入金	14,438,941	10,000	14,448,941
22 諸収入		6,627,902	97	6,627,999
	4 雑入	2,063,614	97	2,063,711
23 市債		14,848,000	594,900	15,442,900
	1 市債	14,848,000	594,900	15,442,900
歳入	合計	220,147,172	1,985,696	222,132,868

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		14,813,517 千円	133,240 千円	14,946,757 千円
	2 徴税費	1,938,804	133,240	2,072,044
3 民生費		99,375,284	998,154	100,373,438
	1 社会福祉費	41,598,285	165,240	41,763,525
	2 児童福祉費	34,410,226	275,345	34,685,571
	3 生活保護費	23,366,773	557,569	23,924,342
4 衛生費		23,432,476	36,087	23,468,563
	1 保健衛生費	4,152,500	36,087	4,188,587
6 農林水産業費		3,094,748	6,730	3,101,478
	1 農業費	1,437,765	2,341	1,440,106
	3 林業費	200,963	4,389	205,352
8 土木費		15,781,547	772,735	16,554,282
	2 道路橋梁費	2,816,707	15,924	2,832,631
	3 河川費	1,068,929	86,000	1,154,929
	4 港湾費	435,373	65,449	500,822
	5 都市計画費	9,180,539	605,362	9,785,901
10 教育費		13,706,412	38,750	13,745,162
	1 教育総務費	2,138,517	22,750	2,161,267

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 小学校費	2,317,395 千円	16,000 千円	2,333,395 千円
歳出	合計	220,147,172	1,985,696	222,132,868

第2表 債務負担行為補正（松山市一般会計）

1 追加

事 項	期 間	限 度 額
職員健康診断等業務委託	令和3年度～令和4年度	26,200
広報まつやま発行事業	令和3年度～令和4年度	80,000
デ（一）令和4年契約（一）業務委託	令和3年度～令和5年度	44,800
北条ふるさと館指定管理委託	令和3年度～令和8年度	173,100
文学賞運営業務委託	令和3年度～令和4年度	13,300
安岡避難地指定管理委託	令和3年度～令和8年度	15,500
ふるさと納税支援業務委託	令和3年度～令和4年度	64,000

千円

事 項	期 間	限 度 額
障がい者相談支援業務委託	令和3年度～令和6年度	210,000
障がい児相談窓口運営委託	令和3年度～令和5年度	99,400
石井・伊台保育園運営委託	令和3年度～令和8年度	1,749,200
浮穴保育園運営委託	令和3年度～令和8年度	794,400
狂犬病予防業務委託	令和3年度～令和4年度	3,400
予防接種ワクチン供給業務委託	令和3年度～令和4年度	654,000
大西谷埋立センター及び埋立等施設 運営管理	令和3年度～令和6年度	72,100
菅沢町最終処分場水処理施設 運営管理	令和3年度～令和6年度	83,700

千円



事 項	期 間	限 度 額
一 ( 一般 土 地 改 良 町 業 )	令和3年度～令和4年度	6,000 千円
一 ( 一般 北 土 地 改 良 条 業 )	令和3年度～令和4年度	4,500
三 津 の 渡 し 運 航 業 務 委 託	令和3年度～令和6年度	49,500
生 ( 活 市 道 石 井 整 備 事 業 )	令和3年度～令和4年度	7,500
安 ( 全 市 道 石 井 空 間 整 備 事 業 )	令和3年度～令和4年度	2,000
安 ( 全 市 道 石 井 空 間 整 備 事 業 )	令和3年度～令和4年度	3,500
市 営 住 宅 指 定 管 理 委 託	令和3年度～令和8年度	1,099,400
河 野 別 府 公 園 等 指 定 管 理 委 託	令和3年度～令和8年度	28,600

事 項	期 間	限 度 額
再 図 書 館 構 築 情 報 シ ス テ ム 託	令和3年度～令和4年度	69,900 千円
河 野 別 府 公 園 管 理 指 定 グ ラ ン ド 委 託	令和3年度～令和8年度	37,700

2 変更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
素 大 規 模 小 学 校 改 造 外 6 校 業	令和3年度～令和4年度	678,200 千円	令和3年度～令和4年度	703,000 千円

第3表 地方債補正（松山市一般会計）

1 変更

起債の目的	補正前			補正後				
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
道路建設等事業	千円	<ol style="list-style-type: none"> <li>借入先 財務省、地方公共団体金融機構その他</li> <li>借入方法 普通貸借又は証券発行の方法による。</li> <li>借入時期 令和3年度。ただし工事又は財政の都合により起債額の全部若しくは一部を翌年度に繰り越し借入れすることができる。</li> </ol>	年5% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れられる政府資金及び地方公共団体金融機構資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。)	<ol style="list-style-type: none"> <li>償還期限 30年以内(内据置5年以内)</li> <li>償還額及び財源 一般財源及び事業収入等により元利均等又は元金均等償還する。ただし必要に応じ繰上償還、償還期限の短縮又は低利債に借換えをすることができる。</li> <li>財務省、地方公共団体金融機構その他より借り入れる場合において前各号の償還の方法が借入先の融通条件に抵触するときは、その融通条件によることできる。</li> </ol>	千円	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ
	40,000	同上	同上	同上	70,000	同上	同上	同上
	800,000	同上	同上	同上	同上	1,350,000	同上	同上
港湾等建設事業	170,000	同上	同上	同上	190,000	同上	同上	同上
義務教育施設整備事業	1,050,000	同上	同上	同上	1,060,000	同上	同上	同上

議案第92号

令和3年度松山市競輪事業特別会計補正予算（第2号）

令和3年度松山市競輪事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,500,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26,486,700千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和3年11月26日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正（松山市競輪事業特別会計）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 競輪収入		22,054,241 千円	2,500,000 千円	24,554,241 千円
	2 車券発売金	22,050,000	2,500,000	24,550,000
歳入	合 計	23,986,700	2,500,000	26,486,700

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 競輪費		23,662,982 千円	2,500,000 千円	26,162,982 千円
	1 開催費	23,662,982	2,500,000	26,162,982
歳出	合 計	23,986,700	2,500,000	26,486,700

議案第93号

令和3年度松山市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）

令和3年度松山市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ71,760千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

53,991,770千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

令和3年11月26日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正（松山市国民健康保険事業勘定特別会計）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰越金		1,200,000 千円	71,760 千円	1,271,760 千円
	1 繰越金	1,200,000	71,760	1,271,760
歳入	合計	53,920,010	71,760	53,991,770

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
6 諸支出金		311,000 千円	71,760 千円	382,760 千円
	1 償還金及び還付加算金	311,000	71,760	382,760
歳出	合計	53,920,010	71,760	53,991,770



第2表 債務負担行為補正（松山市国民健康保険事業勘定特別会計）

1 追加

事 項	期 間	限 度 額
特 定 令 （ 保 健 指 導 契 約 委 託 4 年 分 ）	令 和 3 年 度 ～ 令 和 5 年 度	1 8 , 0 0 0 千 円



令和3年度松山市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和3年度松山市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ84,620千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52,478,897千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和3年11月26日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正（松山市介護保険事業特別会計）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
8 繰越金		0 千円	84,620 千円	84,620 千円
	1 繰越金	0	84,620	84,620
歳入	合計	52,394,277	84,620	52,478,897

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
4 諸支出金		16,390 千円	84,620 千円	101,010 千円
	1 償還金及び還付加算金	16,390	84,620	101,010
歳出	合計	52,394,277	84,620	52,478,897

議案第95号

令和3年度松山市鹿島観光事業特別会計補正予算（第1号）

令和3年度松山市鹿島観光事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第1条 債務負担行為の追加は、「第1表債務負担行為補正」による。

令和3年11月26日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 債務負担行為補正（松山市鹿島観光事業特別会計）

1 追加

事 項	期 間	限 度 額
鹿 島 渡 船 運 航 業 務 委 託	令和3年度～令和6年度	41,700 千円

令和3年度松山市水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和3年度松山市水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 令和3年度松山市水道事業会計予算第5条に定めた債務負担行為をすることができざる事項、期間及び限度額に、次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
重要施設への給水ルート確保事業 （南吉田町）	令和3年度から 令和4年度まで	4,200 千円
硬質塩化ビニル管等の更新・改良事業 （志津川町ほか）	令和3年度から 令和4年度まで	11,600

令和3年11月26日提出

松山市長 野 志 克 仁





議案第97号

令和3年度松山市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和3年度松山市下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 令和3年度松山市下水道事業会計予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額に、

次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
中 央 越 区 理 智 管 渠 整 備 事 業 （ 三 丁 目 ）	令 和 3 年 度 か ら 令 和 4 年 度 ま で	7,200 千 円
西 部 越 区 理 智 管 渠 整 備 事 業 （ 山 西 町 ）	令 和 3 年 度 か ら 令 和 4 年 度 ま で	8,000

令和3年11月26日提出

松山市長 野 志 克 仁



令和3年11月26日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市国民健康保険条例の一部改正について

松山市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市国民健康保険条例の一部を改正する条例

松山市国民健康保険条例（昭和35年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「404,000円」を「408,000円」に改め、同項ただし書中「16,000円」を「12,000円」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年1月1日（次項において「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第7条第1項の規定は、出産の日が施行日以後である被保険者及び被保険者であった者に係る出産育児一時金について適用し、出産の日が施行日前である被保険者及び被保険者であった者に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

（提案理由）

健康保険法施行令の改正等に伴い、出産育児一時金の額及びその加算額の適正化を図るため、本案を提出する。



令和 3 年 11 月 26 日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市急患医療センター設置条例の一部改正について

松山市急患医療センター設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市急患医療センター設置条例の一部を改正する条例

松山市急患医療センター設置条例（平成 14 年条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「から」の次に「診療終了時刻の 30 分前まで」を加える。

第 4 条中「次のとおり」を「内科は日曜日及び 1 月 1 日とし、小児科は無休」に改め、同条各号を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

松山市急患医療センターについて、診療受付終了時刻を定めるとともに、小児科診療を無休とするため、本案を提出する。



令和3年11月26日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例の一部改正について

松山市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

松山市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例（平成25年条例第18号）の一部を次のように改正する。

目次中「歩道等」の次に「及び自転車歩行者専用道路等」を加え、「第7章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等（第33条—第36条）」を「第7章 旅客特定車両  
第8章 移動等円滑化  
停留施設（第33条—第44条）  
に改める。  
のために必要なその他の施設等（第45条—第49条）」

第2条中「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令」を「移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令」に改める。

「第2章 歩道等」を「第2章 歩道等及び自転車歩行者専用道路等」に改める。

第3条中「設ける道路」の次に「，自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路」を加える。

第4条第3項中「又は」を「若しくは」に改め、「いう。）」の次に「又は自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路（以下「自転車歩行者専用道路等」という。）」を、「当該歩道等」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加え、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 自転車歩行者専用道路の有効幅員は、4メートル以上とするものとする。

4 歩行者専用道路の有効幅員は、2メートル以上とするものとする。

第5条中「歩道等」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加え、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

自転車歩行者専用道路等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

第6条第1項中「歩道等」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加え、同条第2項中「除く。）」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加え、同項ただし書中「ただし、」の次に「前条第1項ただし書に規定する場合又は」を加える。

第12条第2号中「装置」を「設備」に改め、同条第5号中「いること」の次に「又は籠外及び籠内に画像を表示する設備が設置されていること」を加え、「から籠内が」を「にいる者と籠内にいる者が互いに」に改め、同条第8号、第9号及び第13号中「装置」を「設備」に改める。

第13条中「。以下」の次に「この条において」を加える。

第36条第1項中「歩道等」の次に「、自転車歩行者専用道路等」を加え、同条第2項中「及び自動車駐車場には」を「、自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設には」に改め、同項ただし書中「及び自動車駐車場の路面」を「、自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設の路面又は床面」に改め、同条を第48条とする。

第35条中「歩道等」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加え、同条に次の2項を加え、同条を第47条とする。

2 旅客特定車両停留施設には、高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備を1以上設けるものとする。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。

3 前項の設備に優先席（主として、高齢者、障害者等の優先的な利用のために設けられる座席をいう。以下同じ。）を設ける場合は、その付近に、当該優先席を優先的に利用できる者を表示する案内標識を設けるものとする。

第34条第1項中「歩道等」の次に「、自転車歩行者専用道路等」を加え、「及び」を「並びに」に改め、「自動車駐車場」の次に「及び旅客特定車両停留施設」を加え、同条中第3項を第5項とし、第2項を第4項とし、同項の前に次の2項を加え、同条を第46条とする。

2 前項の規定により視覚障害者誘導用ブロックが敷設された旅客特定車両停留施設の通



路と第12条第11号の基準に適合するエレベーターの乗降口に設ける操作盤、前条第6項の規定により設けられる設備（音によるものを除く。）、便所の出入口及び第42条第1項に掲げる基準に適合する乗車券等販売所との間の経路を構成する通路には、それぞれ視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。ただし、視覚障害者の誘導を行う者が常駐する2以上の設備がある場合であって、当該2以上の設備間の誘導が適切に実施されるときは、当該2以上の設備間の経路を構成する通路については、この限りでない。

3 旅客特定車両停留施設の階段、傾斜路及びエスカレーターの上端及び下端に近接する通路には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。

第33条に次の4項を加え、同条を第45条とする。

3 旅客特定車両停留施設のエレベーターその他の昇降機、傾斜路、便所、乗車券等販売所、待合所、案内所若しくは休憩設備（以下「移動等円滑化のための主要な設備」という。）又は第5項に規定する案内板その他の設備の付近には、これらの設備があることを表示する案内標識を設けるものとする。

4 前項の案内標識は、日本産業規格Z8210に適合するものとする。

5 公共用通路に直接通じる出入口の付近には、移動等円滑化のための主要な設備（第33条第4項前段の規定により昇降機を設けない場合にあつては、同項前段に規定する他の施設のエレベーター又は傾斜路を含む。以下同じ。）の配置を表示した案内板その他の設備を設けるものとする。ただし、移動等円滑化のための主要な設備の配置を容易に視認できる場合においては、この限りでない。

6 公共用通路に直接通じる出入口の付近その他の適切な場所に、旅客特定車両停留施設の構造及び主要な設備の配置を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けるものとする。

本則に次の1条を加える。

（防雪施設）

第49条 歩道等、自転車歩行者専用道路等及び立体横断施設において、積雪又は凍結により、高齢者、障害者等の安全かつ円滑な通行に著しく支障を及ぼすおそれのある箇所には、融雪施設、流雪溝又は雪覆工を設けるものとする。

第7章を第8章とし、第6章の次に次の1章を加える。

第7章 旅客特定車両停留施設

(通路)

第33条 公共用通路（旅客特定車両停留施設に旅客特定車両（道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）第1条第1号から第3号までに掲げる自動車をいう。以下同じ。）が停留することができる時間内において常時一般交通の用に供されている一般交通用施設であって、旅客特定車両停留施設の外部にあるものをいう。以下同じ。）から旅客特定車両の乗降口に至る通路のうち、乗降場ごとに1以上の通路は、次に定める構造とするものとする。

(1) 有効幅員は、1.4メートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車椅子が転回できる広さの場所を設けた上で、有効幅員を1.2メートル以上とすることができる。

(2) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とすること。

ア 有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、80センチメートル以上とすることができる。

イ 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

(3) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差がないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

2 前項の1以上の通路（以下「移動等円滑化された通路」という。）と第42条第1項に掲げる基準に適合する乗車券等販売所との間の通路は、前項各号に掲げる基準に適合するものとする。

3 移動等円滑化された通路において床面に高低差がある場合は、エレベーター又は傾斜路を設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、エスカレーター（構造上の理由によりエスカレーターを設置することが困難である場合は、エスカレーター以外の昇降機であって車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のもの）をもってこれに代えることができる。

4 旅客特定車両停留施設に隣接しており、かつ、旅客特定車両停留施設と一体的に利用される他の施設のエレベーター（第35条の基準に適合するものに限る。）又は傾斜路（第36条の基準に適合するものに限る。）を利用することにより高齢者、障害者等が旅客特定車両停留施設に旅客特定車両が停留することができる時間内において常時公共

用通路と旅客特定車両の乗降口との間の移動を円滑に行うことができる場合は、前項の規定によらないことができる。管理上の理由により昇降機を設置することが困難である場合も、また同様とする。

5 旅客特定車両停留施設の通路は、次に定める構造とするものとする。

(1) 床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。

(2) 段を設ける場合は、当該段は、次に定める構造とすること。

ア 踏面の端部の全体とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。

イ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。

(出入口)

第34条 公共用通路から移動等円滑化された通路へ通じる旅客特定車両停留施設の出入口は、次に定める構造とするものとする。

(1) 有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、80センチメートル以上とすることができる。

(2) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とすること。

ア 有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、80センチメートル以上とすることができる。

イ 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

(3) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差がないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

(エレベーター)

第35条 移動等円滑化された通路に設けるエレベーターは、次に定める構造とするものとする。

(1) 籠の内法幅は1.4メートル以上とし、内法奥行きは1.35メートル以上とすること。ただし、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。）にあつては、この限りでない。

(2) 籠及び昇降路の出入口の有効幅は、80センチメートル以上とすること。

(3) 籠内に、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口を確認するための鏡を

設けること。ただし、第1号ただし書の構造のエレベーターにあつては、この限りでない。

2 第12条第5号から第13号までの規定は、移動等円滑化された通路に設けるエレベーターについて準用する。

3 移動等円滑化された通路に設けるエレベーターの台数、籠の内法幅及び内法奥行きは、旅客特定車両停留施設の高齢者、障害者等の利用の状況を考慮して定めるものとする。  
(傾斜路)

第36条 移動等円滑化された通路に設ける傾斜路（その踊場を含む。以下この条において同じ。）は、次に定める構造とするものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(1) 有効幅員は、1.2メートル以上とすること。ただし、階段に併設する場合においては、90センチメートル以上とすることができる。

(2) 縦断勾配は、8パーセント以下とすること。ただし、傾斜路の高さが16センチメートル以下の場合には、12パーセント以下とすることができる。

(3) 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅1.5メートル以上の踊場を設けること。

2 移動等円滑化された通路に設ける傾斜路の床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。

3 第13条第3号から第5号まで、第7号、第8号及び第10号の規定は、移動等円滑化された通路に設ける傾斜路について準用する。

(エスカレーター)

第37条 移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターは、次に定める構造とするものとする。ただし、第3号及び第4号に掲げる構造については、複数のエスカレーターが隣接した位置に設けられる場合は、そのうち1のみが適合していれば足りるものとする。

(1) 上り専用のもの及び下り専用のをそれぞれ設置すること。ただし、旅客が同時に双方向に移動することがない場合においては、この限りでない。

(2) エスカレーターの上端及び下端に近接する通路の床面等において、当該エスカレーターへの進入の可否を示すこと。ただし、上り専用又は下り専用でないエスカレーターにおいては、この限りでない。

(3) 踏段の有効幅は、80センチメートル以上とすること。

(4) 踏段の面を車椅子使用者が円滑に昇降するために必要な広さとすることができる構造であり、かつ、車止めが設けられていること。

2 第14条第2号から第5号までの規定は、移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターについて準用する。

3 移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターには、当該エスカレーターの行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備を設けるものとする。

(階段)

第38条 第16条第2号から第8号まで、第10号及び第11号の規定は、移動等円滑化された通路に設ける階段について準用する。

(乗降場)

第39条 旅客特定車両停留施設の乗降場は、次に定める構造とするものとする。

(1) 床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。

(2) 旅客特定車両の通行方向に平行する方向の縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。

(3) 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、誘導車路の構造、気象状況又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2パーセント以下とすることができる。

(4) 乗降場の縁端のうち、誘導車路その他の旅客特定車両の通行、停留又は駐車のために供する場所（以下「旅客特定車両用場所」という。）に接する部分には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の視覚障害者の旅客特定車両用場所への進入を防止するための設備が設けられていること。

(5) 当該乗降場に接して停留する旅客特定車両に車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のものであること。

(運行情報提供設備)

第40条 旅客特定車両停留施設には、旅客特定車両の運行に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を設けるものとする。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

(便所)

第41条 第25条第2項及び第30条から第32条までの規定は、旅客特定車両停留施設に便所を設ける場合について準用する。この場合において、同項中「前項の」とあるのは、「第33条第1項の」と読み替えるものとする。

(乗車券等販売所，待合所及び案内所)

第42条 旅客特定車両停留施設に乗車券等販売所を設ける場合は、そのうち1以上は、次に定める構造とするものとする。

(1) 出入口を設ける場合は、そのうち1以上は、次に定める構造とすること。

ア 有効幅は、80センチメートル以上とすること。

イ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とすること。

(7) 有効幅は、80センチメートル以上とすること。

(4) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

ウ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差がないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

(2) カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。

2 第33条第2項及び前項の規定は、旅客特定車両停留施設に待合所及び案内所を設ける場合について準用する。

3 乗車券等販売所又は案内所（勤務する者を置かないものを除く。）には、聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を設けるものとする。この場合においては、当該設備を保有している旨を当該乗車券等販売所又は案内所に表示するものとする。

(券売機)

第43条 乗車券等販売所に券売機を設ける場合は、そのうち1以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造とするものとする。ただし、乗車券等の販売を行う者が常時対応する窓口が設置されている場合は、この限りでない。

(災害等の場合の適用除外)

第44条 災害等のため一時使用する旅客特定車両停留施設の構造及び設備については、この章の規定によらないことができる。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令の改正に伴い、旅客特定車両停留施設等の構造に関する基準を定めるため、本案を提出する。





令和3年11月26日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市港湾施設使用条例の一部改正について

松山市港湾施設使用条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市港湾施設使用条例の一部を改正する条例

松山市港湾施設使用条例（昭和39年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条中「及び船客待合所」を「，船客待合所及び港湾環境整備施設」に改める。

別表第4第8項の次に次の1項を加える。

9 シャワー・ランドリー施設使用料

種 別	単 位	金 額
シャワー	1回3分につき	100円
洗濯機	1回につき	300円
衣類乾燥機	1回1時間につき	300円

別表第4の注第4項中「給水・給電施設は，」を「給水・給電施設は」に改め，「いう」の次に「。以下この項において同じ」を，「限り」の次に「，シャワー・ランドリー施設はプレジャーボート又は市長が特に認めた船舶の乗船者に限り」を加える。

付 則

この条例は，公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。

（提案理由）

港湾施設のシャワー・ランドリー施設使用料を徴収するため，本案を提出する。



令和3年11月26日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市手数料条例の一部改正について

松山市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市手数料条例の一部を改正する条例

松山市手数料条例（平成12年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第124号の2ア(ア)中「（共同住宅等）の次に「（区分所有住宅を除く。）」を加え、同号ア(ア)の表中「この号」の次に「，第124号の4」を加え、「第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）の技術的審査」を「第6条の2第3項に規定する確認書（以下この号において「確認書」という。）の交付」に、「第6条第1項に」を「第6条の2第4項に」に、「設計住宅性能評価書（以下「設計住宅性能評価書」という。）（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第2条第4項に規定する長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられていることが表示されているものに限る。）」を「住宅性能評価書」に、「11,700円

」を「15,000円」に、

17,700円
17,700円

を

14,900円
14,900円

に、「2

2,900円」を「28,400円」に、「39,000円」を「28,200円」に、「37,700円」を「45,900円」に、「61,700円」を「45,600円」に、「67,200円」を「83,600円」に、「114,900円」を「83,200円」に、「101,900円」を「123,900円」に、「183,300円」を「123,000円」に、「163,300円」を「190,800円」に、「303,900円」を「189,400円」に、「255,600円」を「305,000円」に、「527,700円」を「302,100円」に、「313,000円」を「378,900円」に、「717,700円」を「375,100円」に改め、同号ア(イ)中「（共同住宅等）の次に「（区分所有住宅を除く。）」を加え、同号ア(イ)の表中「登録住宅性能評価機関の技術的審査」を「確認書の交付」に、「15,100円」を「19,900

円」に、「28,200円」を「36,300円」に、「47,500円」を「59,700円」に、「75,100円」を「99,500円」に、「127,000円」を「159,500円」に、「203,200円」を「243,800円」に、「341,300円」を「414,400円」に、「428,600円」を「526,100円」に改め、同項第124号の3ただし書中「第9条第1項」の次に「及び第3項」を加え、同号の次に次の1号を加える。

(124)の3の2 長期優良住宅建築等計画の容積率緩和特例申請手数料 1件につき 160,000円

第2条第1項第124号の4ア(ア) aの表中「登録住宅性能評価機関」を「住宅品質確保法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）」に、「設計住宅性能評価書」を「住宅品質確保法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（以下「設計住宅性能評価書」という。）」に改める。

#### 付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年2月20日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(提案理由)

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の改正に伴い長期優良住宅建築等計画の容積率緩和特例申請手数料等を徴収するとともに、審査内容の変更に伴い長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の適正化を図るため、本案を提出する。

議案第103号

令和3年11月26日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市過疎地域持続的発展計画（令和3年度～令和8年度・中島地域）の策定について

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第1項の規定により，松山市過疎地域持続的発展計画（令和3年度～令和8年度・中島地域）を別冊のとおり策定する。

（提案理由）

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い，新たに松山市過疎地域持続的発展計画を策定するため，本案を提出する。

（参 照）

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（抄）

（過疎地域持続的発展市町村計画）

第8条 過疎地域の市町村は，持続的発展方針に基づき，当該市町村の議会の議決を経て過疎地域持続的発展市町村計画（以下単に「市町村計画」という。）を定めることができる。



令和3年11月26日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山衛生事務組合同規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、令和4年4月1日から、上浮穴郡久万高原町を松山衛生事務組合に加入させること、及び負担金の負担割合を見直すことに伴い、松山衛生事務組合同規約を次のとおり変更する。

記

松山衛生事務組合同規約の一部を改正する規約

松山衛生事務組合同規約（昭和41年愛媛県指令地第609号）の一部を次のように改正する。

第2条中「および伊予郡砥部町」を「、伊予郡砥部町及び上浮穴郡久万高原町」に改める。

第3条中「および」を「及び」に改める。

第5条の見出し中「および」を「及び」に改め、同条第1項中「4人」を「、5人」に改め、同条第2項第1号中「および伊予郡砥部町」を「、伊予郡砥部町及び上浮穴郡久万高原町」に改める。

第6条中「および」を「及び」に改める。

第10条第1項中「この組合」を「組合」に、「おく」を「置く」に改め、同条第2項中「または」を「又は」に改める。

第12条第1項中「および使用料補助金、寄付金」を「、手数料」に改める。

第13条を次のように改める。

（負担金の負担割合）

第13条 前条第2項の負担金の負担割合は、100分の46.5を人口割とし、100分の46.5を実績割とし、100分の7を均等割とする。

2 前項の人口割は、直近の国勢調査人口から当該国勢調査の属する年度の3月31日現在の公共下水道水洗化人口を控除して得た人口の割合により算出するものとする。

3 第1項の実績割は、直近の国勢調査の属する年度以前の過去5箇年度の組合市町のし尿等の平均投入実績の割合により算出するものとする。

4 第1項の均等割は、組合市町の数により算出するものとする。

付 則

(施行期日)

1 この規約は、令和4年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(負担金の負担割合に関する特例)

2 令和4年度及び令和5年度における松山市、東温市、伊予郡砥部町及び上浮穴郡久万高原町（以下「組合市町」という。）の負担金の負担割合は、この規約による改正後の第13条の規定にかかわらず、付則別表のとおりとする。

(実績割に関する特例)

3 令和6年度から令和8年度までの間、この規約による改正後の第13条第3項の規定の適用については、同項中「過去5箇年度」とあるのは、「過去2箇年度」とする。

4 上浮穴郡久万高原町の令和3年度以前のし尿等の投入実績は、久万高原町環境衛生センターでのし尿等の投入実績とする。

(加入に伴う負担金)

5 この規約の施行により上浮穴郡久万高原町が松山衛生事務組合（以下この項において「組合」という。）に加入することに伴い、上浮穴郡久万高原町は、負担金として次に掲げる額の合算額を、組合の指定する納入期日までに別途一括で負担するものとする。

(1) 令和3年度の決算の確定の日における施設等運営基金及び繰越金の合計額に、松山市、東温市、伊予郡砥部町（旧伊予郡広田村を除く。）及び上浮穴郡久万高原町の平成12年の国勢調査人口から当該国勢調査の属する年度の3月31日現在の下水道の処理区域内人口を控除して得た人口に応じた上浮穴郡久万高原町の人口の割合（次号において「人口割合」という。）を乗じて得た額

(2) 施行日における施設整備費から循環型社会形成推進交付金及び財政融資金借入金を減じて得た額に人口割合を乗じて得た額

付則別表（付則第2項関係）

組合市町	令和4年度	令和5年度
松山市	81.17%	80.75%
東温市	7.90%	7.59%
伊予郡砥部町	6.75%	7.48%
上浮穴郡久万高原町	4.18%	4.18%



(提案理由)

上浮穴郡久万高原町を松山衛生事務組合に加入させること、及び負担金の負担割合を見直すことに伴う同組合同規約の変更について関係団体と協議するため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

地方自治法(抄)

(組織、事務及び規約の変更)

第286条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、第287条第1項第1号、第4号又は第7号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

(議会の議決を要する協議)

第290条 第284条第2項、第286条及び前2条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。



令和3年11月26日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市北条ふるさと館等に係る指定管理者の指定について

松山市北条ふるさと館等に係る指定管理者を次のとおり指定するものとする。

記

1. 施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
(1) 松山市北条ふるさと館	松山市河野別府995番地
(2) 河野別府公園市民グラウンド	松山市河野別府921番地1
(3) 河野別府公園サブグラウンド	松山市河野別府921番地1
(4) 河野別府公園テニスコート	松山市河野別府921番地1
(5) 河野別府公園	松山市河野別府, 中西外
(6) 北条公園体育施設(法橋運動広場)	松山市下難波甲20番地
(7) 北条公園(法橋運動広場)	松山市下難波甲20番地
(8) 松山市安岡避難地	松山市安岡甲64番地

2. 指定管理者の名称 松山市和泉北四丁目2番7号  
 ふるさと北条ファンづくり応援団  
 代表者 芙蓉メンテナンス株式会社  
 代表取締役 兵頭 和之  
 構成団体 特定非営利活動法人アクティブボランティア二十一  
 理事長 渡邊 義男
3. 指定の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

(提案理由)

松山市北条ふるさと館等に係る指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づく議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

地方自治法（抄）

（公の施設の設置，管理及び廃止）

第244条の2 普通地方公共団体は，法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか，公の施設の設置及びその管理に関する事項は，条例でこれを定めなければならない。

6 普通地方公共団体は，指定管理者の指定をしようとするときは，あらかじめ，当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

令和3年11月26日提出

松山市長 野 志 克 仁

## 松山市営住宅に係る指定管理者の指定について

松山市営住宅に係る指定管理者を次のとおり指定するものとする。

## 記

## 1. 施設の名称及び所在地

名称	所在地
(1) 小栗	松山市小栗七丁目1番32号
(2) 富久	松山市富久町515番地
(3) 南江戸	松山市南江戸六丁目3番5号 ほか
(4) 大峰	松山市南江戸六丁目8番14号 ほか
(5) 生石	松山市生石町433番地
(6) 朝美	松山市朝日ヶ丘二丁目1番50号 ほか
(7) 三津口	松山市萱町六丁目103番地
(8) 高砂	松山市高砂町三丁目3番地2
(9) 本町	松山市山越町460番地1 ほか
(10) 山越	松山市山越一丁目6番1号 ほか
(11) 松末南	松山市松末二丁目11番2号 ほか
(12) 山西	松山市山西町169番地2
(13) 高岡	松山市高岡町728番地2
(14) 古三津	松山市古三津三丁目26番1号 ほか
(15) 松ノ木	松山市松ノ木一丁目6番25号
(16) 潮見	松山市谷町34番地
(17) 吉藤	松山市吉藤二丁目1番1号 ほか
(18) 馬木	松山市馬木町2304番地 ほか
(19) 太山寺	松山市太山寺町2384番地
(20) 三光	松山市太山寺町333番地1
(21) 内宮	松山市内宮町2041番地1 ほか
(22) 鎌田	松山市余戸南四丁目12番14号 ほか
(23) 余土南	松山市余戸南六丁目2番8号
(24) 久米南	松山市求仕町1207番地
(25) 大野	松山市北梅本町672番地
(26) 与力	松山市平井町3645番地 ほか
(27) 上川原	松山市上川原町1554番地1 ほか
(28) 椿野	松山市西石井四丁目11番16号 ほか
(29) 市坪	松山市市坪北一丁目19番1号 ほか
(30) 市坪西	松山市市坪北二丁目16番1号 ほか
(31) 第一和泉	松山市和泉南五丁目12番1号 ほか
(32) 湯渡	松山市紅葉町3番66号 ほか
(33) 恵良	松山市北条238番地
(34) 第二新開	松山市北条辻805番地5
(35) 鹿峰	松山市久保445番地2 ほか

(36) 山狩	松山市中島大浦3156番地
(37) 日浦	松山市河中町187番地
(38) 森松上	松山市森松町386番地
(39) 西石井	松山市西石井六丁目4番22号 ほか
(40) 和泉	松山市和泉南五丁目5番1号 ほか
(41) 和泉西	松山市和泉南六丁目9番1号 ほか
(42) 中村	松山市中村四丁目3番17号
(43) 八反地	松山市八反地甲1664番地1
(44) 児玉	松山市土手内124番地3
(45) 住吉	松山市土手内120番地
(46) 美住	松山市土手内142番地1
(47) 新開	松山市北条辻807番地 ほか

2. 指定管理者の名称 香川県高松市紺屋町3番地6

あなぶき公営住宅グループ

代表者 株式会社穴吹ハウジングサービス

代表取締役 穴吹 薫

代表取締役 新宮 章弘

構成団体 株式会社あなぶきクリーンサービス

代表取締役 穴吹 薫

代表取締役 田村 正

3. 指定の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

(提案理由)

松山市営住宅に係る指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づく議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

地方自治法(抄)

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

令和3年11月26日提出

松山市長 野 志 克 仁

## 市道路線の認定について

## 1. 次の路線を市道に認定する。

図面 番号	路 線 名	起 点	終 点	重要な経過地
1	市道 味生 301号線	北斎院町	北斎院町	
2	市道 余土 258号線	余戸中四丁目	余戸中四丁目	

## (提案理由)

図面番号第1～2号は、一般交通の用に供されている道路で地元からの申請に基づき、市道に認定するため、道路法第8条の規定により、本案を提出する。

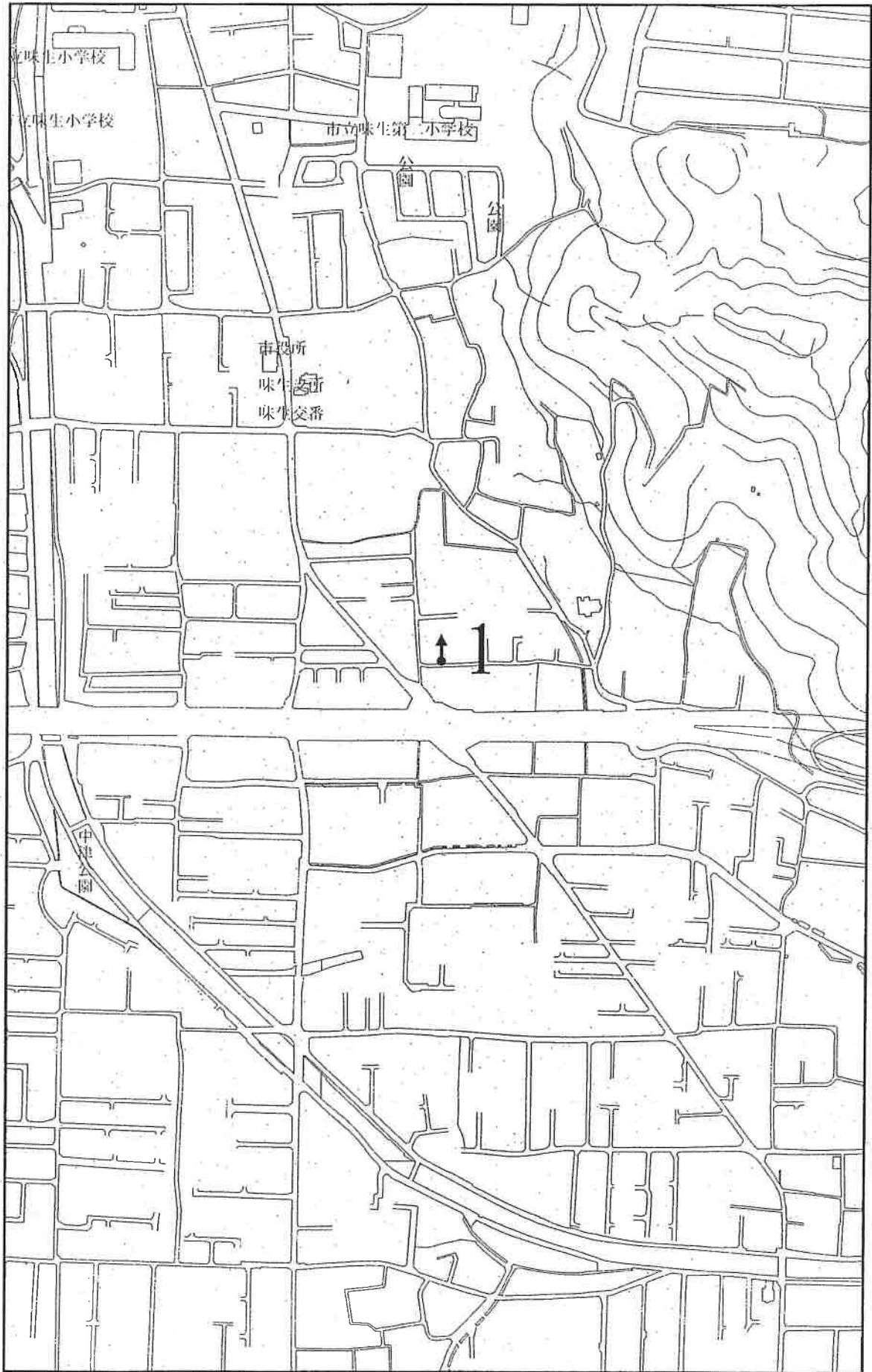
## (参 照)

## 道路法(抄)

## (市町村道の意義及びその路線の認定)

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。







松山市西浦町

南立桜小学校

12

図面 番号	路 線 名	起 点	終 点	敷地の 幅員 m	延長 m
1	市 道 味生 3 0 1 号線	松山市北斎院町	松山市北斎院町	4.3	21.4
		508番1地先	508番5地先	~ 8.7	
2	市 道 余土 2 5 8 号線	松山市余戸中四丁目	松山市余戸中四丁目	4.3	58.4
		1533番地先	1565番地先	~ 9.1	